

第六章 資料

第一節 みなべ町民生委員児童委員協議会規約

(名称)

第1条 本会は、みなべ町民生委員児童委員協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 協議会の事務局は、みなべ町保健福祉課内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、民生委員児童委員活動の円滑な推進と委員相互の連絡調整並びに必要な知識の研修を行うことを目的とする。

(構成)

第4条 協議会は、みなべ町民生委員児童委員（以下「委員」という。）をもって構成する。

(役員及び任期)

第5条 協議会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 役員任期は、3年とする。ただし再任を妨げない。

補欠によって役員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員を選任)

第6条 役員は、委員の互選による。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会議を招集してその会務をとりまとめる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは会長が指名した副会長がその職務を代理する。

3 監事は、会計を監査し、協議会に報告する。

(部会)

第8条 協議会に部会をおくことができる。部会の規定は、別に定める。

(会議)

第9条 協議会活動を推進するため、月1回の定例会議を開催する他、必要により臨時に会議を開催することができる。

2 会議は、会長がこれを召集し、且つその議長となる。

3 会議の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会計年度及び経費)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局の設置)

第11条 協議会の事務及び会計を処理するため事務局を設置し、必要な職員をおく。

(規約の変更)

第12条 この規約を変更しようとするときは、会議において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

(雑則)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、その都度定める。

附 則

この規約は、平成16年12月1日から施行する。

第二節 みなべ町民生委員児童委員協議会部会規定

(趣旨)

第1条 この規定は、みなべ町民生委員児童委員協議会規約第8条の規定に基づく部会の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び所管事項)

第2条 部会の名称及び所管事項は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-------------------|
| (1) 社会福祉部会 | 総務地域福祉に関すること。 |
| (2) 老人福祉部会 | 老人福祉に関すること。 |
| (3) 児童福祉部会 | 児童福祉に関すること。 |
| (4) 障がい福祉部会 | 障がい児(者)の福祉に関すること。 |

(組織)

第3条 部会は、民生委員児童委員をもって組織し、必要に応じて関係職員等が参加することができる。

(役員)

第4条 各部会に、次の役員をおく。

- | | |
|----------|----|
| (1) 部会長 | 1名 |
| (2) 副部会長 | 1名 |

2 役員を選出は、各部会における互選とする。

3 役員の任期は、役員に選任されたときの民生委員児童委員の任期とする。

(役員職務)

第5条 部会長は、部会を代表し、部会活動を総括して会議に報告する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはこれを代理する。

3 部会は、必要に応じて部会長が召集し、その議長となる。

附 則

この規定は、平成16年12月1日から施行する。

第三節 みなべ町子ども家庭支援ネットワーク協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 子育て不安、児童虐待等の家庭や児童の問題に対し、関係機関の役割調整及び連携を強化し、地域における関係機関相互のネットワークを構築することにより、問題を早期に発見し、迅速かつ的確な対応を確保することを目的として、みなべ町子ども家庭支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事項を行う。

- (1) 要保護児童や家庭に関する問題に対する関係機関の情報交換及び連携、協力
- (2) 要保護児童や家庭に対する相談・援助活動
- (3) 要保護児童や家庭に対する問題に係る総合的な調整
- (4) 要保護児童や家庭問題についての地域での取り組みの醸成
- (5) 要保護児童や家庭支援に関する広報・啓発活動（予防活動）
- (6) 要保護児童や家庭支援に関する研修活動の実施
- (7) その他児童や家庭支援に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は次の各号に掲げる組織の中から町長が委嘱した者により構成し、必要に応じ、委員以外の者から意見若しくは説明を求めることができる。

- (1) 学校教育関係
- (2) 保育所
- (3) 民生委員児童委員協議会
- (4) 社会福祉協議会
- (5) 児童相談所
- (6) 保健所
- (7) 行政機関
- (8) その他必要な関係機関

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする

(委員長等)

第5条 協議会に、委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、その必要に応じて委員長が召集する。

2 委員長は協議会の委員又は関係機関の職員から、児童に関する問題についての調整を要請されたときは、臨時に会議を召集することができる。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は、資料の提供を求めることができる。

(事例検討会)

第8条 相談事例に対する援助方針等を検討するために、協議会に事例検討会をおく。

2 事例検討会は、相談事例ごとに、当該相談事例に対する援助に関わるもの（関わるものが想

定されるものを含む。)の職員をもって構成する。

3 事例検討会は、保健福祉課長が必要に応じて招集する。

(守秘義務)

第9条 協議会、事例検討会に出席した者は、業務上知り得た個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第10条 協議会の庶務を担当するため、保健福祉課内に事務局を置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年2月14日から施行する。

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

第四節 みなべ町青少年センター設置規則

(目的)

第1条 この規則は、青少年育成関係機関及び団体の協力体制を確立し、その合同活動の拠点となって、青少年の非行を防止すると共に青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、みなべ町青少年センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 みなべ町青少年センター

位置 みなべ町芝371番2

(組織)

第3条 センター職員としてセンター長及び補導主事を置く。

2 非常勤のセンター長及び補導主事の場合は、青少年健全育成に関する知識経験を有する者のうちから、町長が委嘱する。

3 前項により委嘱する職員の任期は1年とする。ただし、再任することができる。

4 職員の事務分掌については、別に定める。

(業務)

第4条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 街頭補導

(2) 少年相談

(3) 継続指導

(4) 関係機関及び団体等との連絡調整

(5) その他青少年の健全育成のための必要な事項

(運営協議会)

第5条 センターの業務に関する基本的計画の協議機関として運営協議会を置く。

2 運営協議会は委員10人以内で組織し、次の各号に掲げる者の中から町長が委嘱する。

(1) 関係機関の長

(2) 団体の長

3 運営協議会は、教育委員会がこれを招集する。

(補導委員)

第6条 センターに、業務計画に基づき補導業務に従事するため、補導委員30人以内を置く。

2 補導委員は、町長が委嘱する。

3 補導委員の任期は2年とし、再任は妨げない。但し補欠の補導委員の任期は前任者の残任期間とする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

第五節 みなべ町青少年センター運営協議会規約

第1条 この規約は、みなべ町青少年センター設置規則（平成17年4月1日規則第1号）第5条の規定によるセンター運営協議会について必要な事項を定めるものとする。

第2条 運営協議会に会長及び副会長を1人おく。

2 会長、副会長は委員のうちから選出する。

第3条 運営協議会は次の事項を審議する。

(1) センターの運営に関すること。

(2) その他健全育成並びに補導一般に関する必要な事項。

第4条 運営協議会の会議の議長は、会長がこれにあたる。

2 運営協議会は、年1回以上開会するものとする。

3 運営協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

第5条 運営協議会の事務局は、青少年センター内におく。

第6条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

第六節 みなべ町青少年補導委員連絡協議会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、みなべ町青少年補導委員連絡協議会（以下「補導委員会」という。

(構成)

第2条 本会は、みなべ町長が委嘱した補導委員と田辺警察署から委嘱された補導委員をもって構成する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、みなべ町青少年センター内におく。

第2章 目 的

(目的)

第4条 本会は、町内の補導委員相互の連絡調整を図るとともに、すべての補導委員の力を結集して、青少年の健全育成を進め非行のない明るい社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 青少年健全育成のための啓発活動及び調査活動
- (2) 青少年非行防止に必要な調査研究
- (3) 各行政機関・団体等の行う青少年の非行防止運動への積極的参加並びに協力
- (4) 社会道徳の高揚と非行防止活動の重要性の啓発
- (5) その他、本会の目的達成のため必要な事業

第3章 役 員

(役員)

第6条 本会は、次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	2 名
監 事	2 名
理 事	若干名

2 役員は、総会において選出する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し会務を統轄する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 監事は、本会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年とする。ただし再任は妨げない。

2 補欠役員の仕事は前任者の残任期間とする。

3 役員は、任満了の後においても、後任者が選任されるまでは、その職務を行うものとする。

第4章 会 議

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集し、総会の議長はそのつど選出し、役員会は会長が議長となる。

(総会)

第10条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年1回開催し、審議すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 事業報告及び決算
- (2) 事業計画及び予算
- (3) 役員を選出
- (4) 規約の変更
- (5) その他、本会の運営に関する重要な事項

3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき開催する。

(役員・理事会)

第11条 役員・理事会は次のことを審議する。

- (1) 本会の運営に関する事項
- (2) 総会において報告すべき事項
- (3) 会長において必要と認めた事項
- (4) その他

(議決)

第12条 会議の事項は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、規約の変更は、総会において出席者の3分の2以上の同意がなければ、これを行うことができない。

(専門部会)

第13条 本会は、必要に応じ専門部会を設けることができる。専門部会に関する規定は別に定める。

第5章 会 計

(会計)

第14条 会計は、役員会の承認を得て会長が委嘱する。

(収入)

第15条 本会の収入は、補助金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

附 則

この規約は、平成17年4月1日から施行する。